

多摩中央公園改修整備・運営事業
基本協定書(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前(令和3年1月22日公表版)	修正後(令和3年7月修正版)
1	1						多摩市（以下「市」という。）と応募グループ[●●●●]の代表法人及び構成法人（公募設置等計画等関係書類等に、それぞれ応募グループの代表法人又は構成法人として明記された者をいう。総称して以下「事業者」という。）は、事業者が、多摩中央公園改修整備・運営事業（以下「本事業」という。）の公募設置等予定者（以下「設置等予定者」という。）として決定したことを確認し、次のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。	多摩市（多摩市及び多摩市教育委員会をいう。以下「市」という。）と応募グループ[●●●●]の代表法人及び構成法人（公募設置等計画等関係書類等に、それぞれ応募グループの代表法人又は構成法人として明記された者をいう。総称して以下「事業者」という。）は、事業者が、多摩中央公園改修整備・運営事業（以下「本事業」という。）の公募設置等予定者（以下「設置等予定者」という。）として決定したことを確認し、次のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。
2	2	5	2			(協議会運営委託契約の締結)	2 協議会運営委託契約は、令和3年10月1日までに締結するものとする。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たに期限を定めるものとする。	2 協議会運営委託契約は、第6条第1項の実施協定締結後、令和4年2月●日までに締結するものとする。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たに期限を定めるものとする。
3	3	6	2			(実施協定の締結)	2 実施協定は、令和3年12月●●日までに締結するものとする。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たに期限を定めるものとする。	2 実施協定は、令和4年2月●●日までに締結するものとする。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たに期限を定めるものとする。
4	3	6	3			(実施協定の締結)	3 前項の規定により、実施協定の締結に係る新たな期限を定めようとする場合は、市又は事業者は、相手方に対して令和3年11月●●日までに申し出なければならない。	3 前項の規定により、実施協定の締結に係る新たな期限を定めようとする場合は、市又は事業者は、相手方に対して令和4年1月●●日までに申し出なければならない。
5	3	9		(2)		(解除事由)	(2) 事業者が、令和3年11月●●日（第6条第2項ただし書の規定により、実施協定締結にかかる新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに、第2条第4項の変更行為を完了できない場合（市が実施協定の締結に支障がないと認めた場合を除く。）	(2) 事業者が、令和4年1月●●日（第6条第2項ただし書の規定により、実施協定締結にかかる新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに、第2条第4項の変更行為を完了できない場合（市が実施協定の締結に支障がないと認めた場合を除く。）
6	5	10	2	(1)		(関連する各種契約等の締結等)	(1) ●●●● [パルテノン多摩飲食スペース運営業務担当法人名を記載] は、本基本協定締結後、パルテノン多摩飲食スペースの運営業務の実施のために、令和●年●月●●日までに、市に対し、パルテノン多摩使用許可の申請書を提出するものとする [パルテノン多摩飲食スペースの使用許可の申請を協力法人が行う場合：事業者は、本基本協定締結後、パルテノン多摩飲食スペースの運営業務の実施のために、令和●年●月●●日までに、●●●● [パルテノン多摩飲食スペース運営業務担当法人名を記載] をして、市に対し、パルテノン多摩使用許可の申請書を提出させるものとする]。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して当該使用許可申請に係る新たな期限を定めるものとする。	(1) ●●●● [パルテノン多摩飲食スペース運営業務担当法人名を記載] は、第6条第1項の実施協定締結後、パルテノン多摩飲食スペースの運営業務の実施のために、令和●年●月●●日までに、市に対し、パルテノン多摩使用許可の申請書を提出するものとする [パルテノン多摩飲食スペースの使用許可の申請を協力法人が行う場合：事業者は、第6条第1項実施協定締結後、パルテノン多摩飲食スペースの運営業務の実施のために、令和●年●月●●日までに、●●●● [パルテノン多摩飲食スペース運営業務担当法人名を記載] をして、市に対し、パルテノン多摩使用許可の申請書を提出させるものとする]。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して当該使用許可申請に係る新たな期限を定めるものとする。
7	8						令和3年9月●●日 市 東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市 多摩市長 阿部 裕行	令和3年12月●●日 市 東京都多摩市関戸六丁目12番地1 多摩市 代表者 多摩市長 阿部 裕行 東京都多摩市関戸六丁目12番地1 多摩市教育委員会 代表者 教育長 清水 哲也